

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（35 例目）最終報

5月1日に県内宿泊療養施設を退所した新型コロナウイルス感染患者（35 例目）について、その他濃厚接触者への対応が終了しましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 35	1 年代	20 歳代		
	2 性別	男性		
	3 職業	会社員		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月11日	咳、倦怠感あり	
		4月12日	発熱、咽頭痛あり	
		4月16日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		4月17日	PCR検査陽性確定。容体は安定	
<u>4月18日</u>		<u>尼崎市感染症指定医療機関に入院</u>		
<u>4月21日</u>	<u>尼崎市感染症指定医療機関から県内宿泊療養施設に入所</u>			
<u>5月 1日</u>	<u>県内宿泊療養施設を退所</u>			
6 行動歴	4月11日はマスク着用の上、勤務。通勤は電車。 4月12日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	同居人3人。 <u>健康観察を終了。</u> <u>その他濃厚接触者は管轄保健所において対応終了</u>			
8 その他	勤務先で感染者あり			

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上